

◎佐賀県条例第5号

佐賀県統計データ利活用推進条例の一部を改正する条例

佐賀県統計データ利活用推進条例（平成26年佐賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(報告義務)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。</p> <p>3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。</p> <p>(立入検査等)</p> <p><b>第6条</b> 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(調査票情報の二次利用)</p> <p><b>第9条</b> 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>統計</u>を作成するための調査に係る名簿を作成する場合</p>	<p>(報告義務)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 前項の規定により報告を求められた<u>個人又は法人その他の団体</u>は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。</p> <p>3 第1項の規定により報告を求められた<u>個人</u>が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。</p> <p>(立入検査等)</p> <p><b>第6条</b> 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた<u>個人又は法人その他の団体</u>に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(調査票情報の二次利用)</p> <p><b>第9条</b> 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>統計調査その他の統計</u>を作成するための調査に係る名簿を</p>

改正前	改正後
<p>(調査票情報の提供)</p> <p><b>第10条</b> 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。</p> <p>(1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は<u>統計</u>を作成するための調査に係る名簿の作成</p> <p>(2) 略</p>	<p>作成する場合 (調査票情報の提供)</p> <p><b>第10条</b> 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、規則で定めるところにより、これらの者からの<u>求め</u>に応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。</p> <p>(1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は<u>統計調査その他の統計</u>を作成するための調査に係る名簿の作成</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 知事等は、前項（第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定により調査票情報を提供したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(1) 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称</p> <p>(2) 前項の規定により提供した調査票情報に係る県統計調査の名称</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p><u>3 第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した知事等に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 知事等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(委託による統計の作成等)</p> <p><b>第11条</b> 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、<u>学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。</u></p> <p>(匿名データの作成及び提供)</p>	<p>(1) <u>第2項第1号及び第2号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u> (委託による統計の作成等)</p> <p><b>第11条</b> 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、<u>規則で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の知事等が行った県統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行うことができる。</u></p> <p>2 <u>知事等は、前項の規定により統計の作成等を行うこととしたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>(1) <u>前項の規定により統計の作成等の委託をした者の氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>前項の規定により統計の作成等に利用する調査票情報に係る県統計調査の名称</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>知事等は、第1項の規定により統計の作成等を行ったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号及び第2号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第1項の規定により作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u> (匿名データの作成及び提供)</p>

改正前	改正後
<p><b>第12条 略</b></p> <p>2 知事等は、前項の規定により作成した匿名データを適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 知事等は、<u>学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの求めに応じ、第1項の規定により作成した匿名データを提供することができる。</u></p> <p>(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)</p> <p><b>第13条</b> 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者</u> 当該調査票情報</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(調査票情報等の提供を受けた者の守秘義務等)</p>	<p><b>第12条 略</b></p> <p>2 知事等は、前項の規定により作成した匿名データを適正に管理するために必要な措置として規則で定めるものを講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 知事等は、規則で定めるところにより、一般からの求めに応じ、<u>第1項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者に提供することができる。</u></p> <p>5 <u>第10条第2項及び第4項の規定は前項の規定により匿名データを提供した知事等について、同条第3項の規定は前項の規定により匿名データの提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第2項中「前項（第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあり、同項第1号及び第2号中「前項」とあり、並びに同条第3項中「第1項」とあるのは、「第12条第4項」と、同条第2項及び第3項中「調査票情報」とあるのは「匿名データ」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)</p> <p><b>第13条</b> 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として規則で定めるものを講じなければならない。</p> <p>(1) <u>第10条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者</u> 当該調査票情報</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(調査票情報等の提供を受けた者の守秘義務等)</p>

改正前	改正後
<p><b>第14条</b> 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(1) <u>第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者</u> 当該調査票情報を取り扱う業務</p> <p>(2) <u>第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者</u> 当該委託に係る業務</p> <p>2 <u>第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第12条第4項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p><b>第19条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第4条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者</u></p> <p>(2) 略</p> <p><b>第21条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第4条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者</u></p>	<p><b>第14条</b> 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(1) <u>第10条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたもの</u> 当該調査票情報を取り扱う業務</p> <p>(2) <u>第10条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者</u> 当該委託に係る業務</p> <p>2 <u>第10条第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第12条第4項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。</u></p> <p><b>第19条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第4条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者</u></p> <p>(2) 略</p> <p><b>第21条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第4条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）</u></p>

改正前	改正後
(2) 略	(2) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県統計データ利活用推進条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項から第4項まで（これらの規定を改正後の条例第12条第5項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第10条第1項（第1号を除く。）の規定により行われた求めに応じ、改正後の条例第9条に規定する県統計調査に係る調査票情報を提供した場合又は改正後の条例第12条第4項の規定により行われた求めに応じ、改正後の条例第12条第1項に規定する匿名データを提供した場合について適用する。

3 改正後の条例第11条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定により行われた委託に応じ、改正後の条例第9条第1号に規定する統計の作成等を行うこととした場合について適用する。

(罰則に関する経過措置)

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。